南右田行政区の閉区について

１　閉区に至る経緯

南右田行政区については、東日本大震災により一部の区域を除き、行政区域の大半が災害危険区域に指定され、震災前７０戸であった世帯が２戸となった。

そこで、南右田行政区において、アンケートにより行政区民に意向を確認した結果、行政区を解散すべきとの意見が多かったことから、平成２９年３月をもって閉区とすることを決定し、市に行政区閉区の申し出がなされた。

２　行政区の再編について

⑴　行政区の区域編入の考え方

　　　行政区の閉区にあたっては、「南相馬市行政嘱託員設置に関する条例」において行政区の区域が示されていることから、区域の再編を行わなければならない。

そこで、南右田行政区の区域の再編について検討を行った結果、南右田の区域は、北右田、小島田、大内、烏崎の４行政区に隣接しているものの、小島田、大内、烏崎は、真野川を隔てての区域であることから、集落同士が直に接している北右田行政区へ区域を編入する方針とした。

　⑵　協議の経緯

　　　本年７月から１２月初旬にかけ、南右田行政区及び北右田行政区との協議（説明会、臨時総会等）を行い、了承を得たことから、

１２月市議会定例会に「南相馬市行政嘱託員設置に関する条例の一部改正」にかかる議案を提出し、１２月１４日付けで議決を得た。

３　今後の予定

南右田行政区については、平成２９年３月３１日をもって閉区となり、南右田の区域は４月１日から北右田行政区の区域となる。

　　なお、南右田の住所表記に変更はありません。

４　平成２９年度の鹿島区行政区数について

南右田行政区の閉区に伴い、鹿島区の平成２９年度の行政区数は、「４０（鹿島地区８、真野地区１１、八沢地区７、上真野地区１４」となります。